

# 平成27年度 九州管内の電波監視概況

## 1 混信・妨害の申告状況

### ▶ 昨年度に比べ申告件数は微減

平成27年度の混信・妨害申告件数は304件で、平成26年度(306件)と比べて2件(0.7%)減でほぼ横ばいであった。そのうち、重要無線通信妨害※に係る申告は158件(全体の52.0%)で、平成26年度(138件)と比べて20件(前年度比14.5%)増加している。また、業務用無線やアマチュア無線など一般の無線局への混信等に係る申告が121件(全体の39.8%)、人体への電磁波の影響の相談やテレビ・ラジオ、パソコン、家電機器などへの障害に係る電磁環境関係申告が25件(全体の8.2%)となっている。(図1参照)

全国の平成27年度申告件数(電磁環境関係申告を除く。)は2,497件で、平成26年度(2,766件)に比べて269件(9.7%)減少している。(図2参照)

### ▶ 重要無線通信妨害は海上関係が最多

重要無線通信妨害に係る申告を用途別で見ると、海上関係の混信妨害事案が99件(全体の62.7%)で最も多く、平成26年度(61件)と比べ38件増加した。次いで航空関係34件(同21.5%)、消防8件(同5.1%)、鉄道事業6件(同3.8%)の順となっている。(図3参照) 九州管内では、船舶に開設された無線局が全国の約22%を占めるなど海上関係無線局が多いことから、海上関係の混信・妨害件数の割合が高くなっていると考えられる。

全国の状況を見ると、航空関係が276件(全体の40.8%)で最も多く、また、海上関係が268件(同39.6%)と同程度に多く、この2つで全体の8割を占めている。(図4参照)

### ▶ 一般申告はアマチュア無線が最多

重要無線通信妨害以外の一般申告を用途別に見ると、アマチュア無線に関するものが最も多く86件(全体の71.1%)、次いで、簡易無線局関係6件(同5.0%)、各種業務用5件(同4.1%)の順となっている。(図5参照)

全国の状況を見ると、アマチュア無線が1,449件(全体の79.6%)と最も多く、簡易無線局関係39件(2.1%)、各種業務用11件(0.6%)の順となっている。(図6参照)

※重要無線通信妨害とは、電気通信、放送、警察、防災行政、消防、航空、船舶、気象、電気、鉄道等に係る無線通信への妨害をいう。

図1 混信・妨害申告件数の推移(九州)

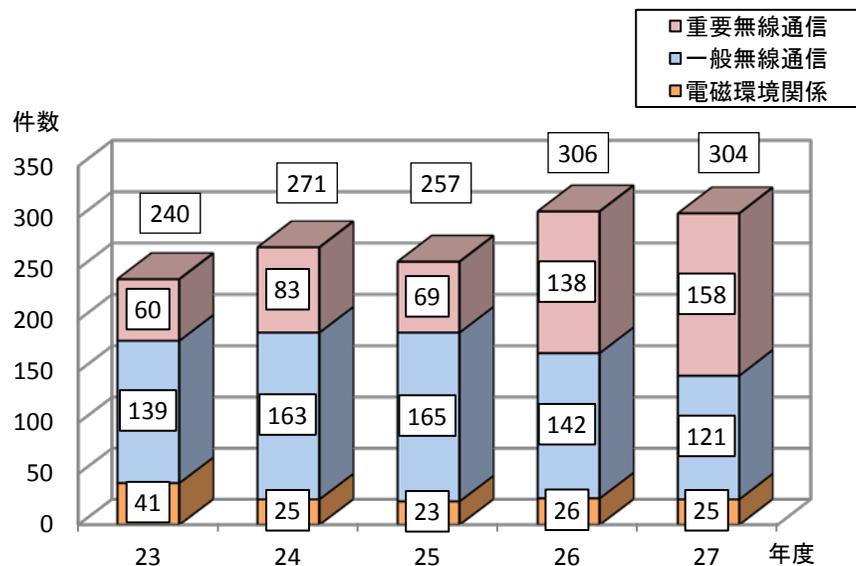
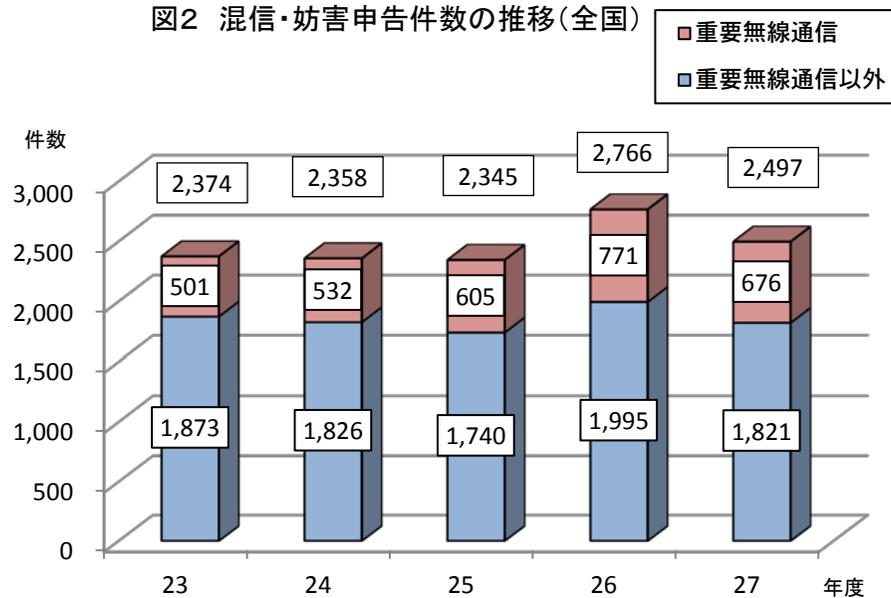


図2 混信・妨害申告件数の推移(全国)



# 平成27年度 九州管内の電波監視概況

図3 重要無線通信妨害申告件数(用途別)(九州)

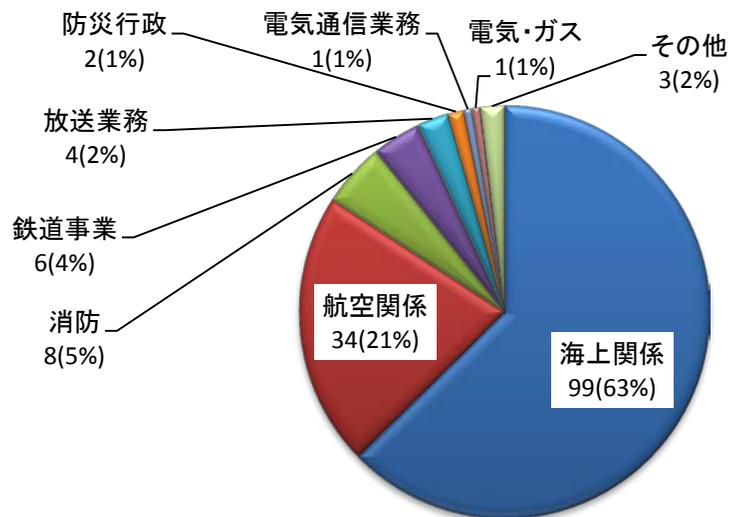


図4 重要無線通信妨害申告件数(用途別)(全国)

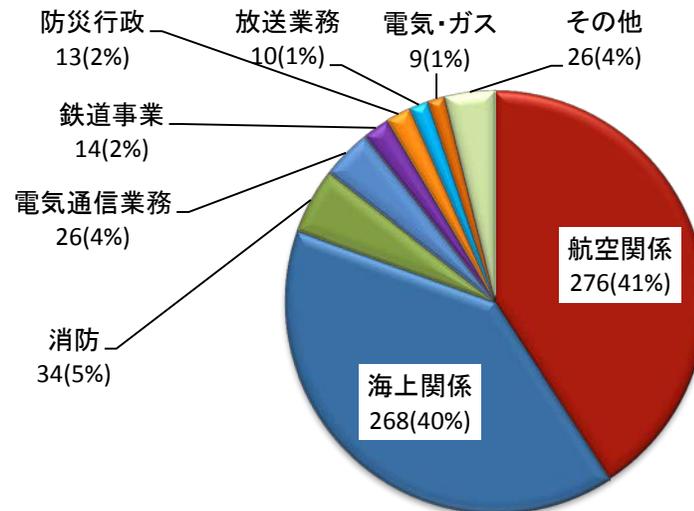


図5 一般申告件数(用途別)(九州)

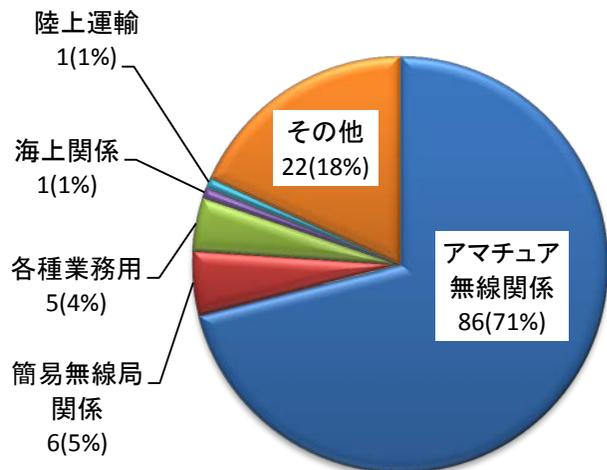
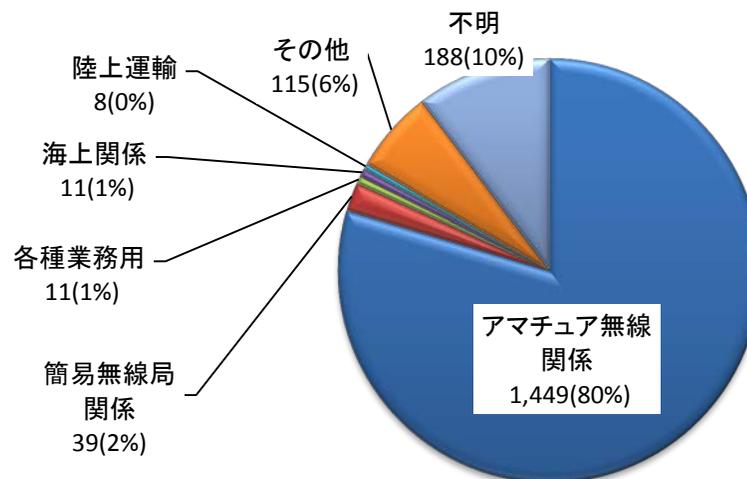


図6 一般申告件数(用途別)(全国)



# 平成27年度 九州管内の電波監視概況

## ◆ 重要無線通信妨害の発生・措置状況（平成27年度）

### 発生状況

- ▶ **重要無線通信妨害(重妨)は前年度比14.5%増加**  
平成27年度の九州管内の重妨申告件数は158件(全国の23.3%)で、前年度(138件)と比べて20件(14.5%)増加している。(図7参照)  
全国の平成27年度の重妨申告件数は676件で、前年度(771件)と比べて95件(12.3%)減少している。(図8参照)
- ▶ **緊急波※1の申告が急増**  
緊急波に関する申告は107件で、前年度(79件)に比べて28件(35.4%)増加している。また、緊急波以外に関する申告は51件で、前年度(59件)に比べて8件(13.6%)減少している。(図7参照)  
九州においては、外国波の異常伝搬によると思われる緊急波(国際VHF70ch※2)の申告件数が増加している。
- ▶ **夜間・休日の申告件数が全体の約4割**  
夜間・休日(執務時間外)に発生した重妨件数は70件(44.3%)、昼間(執務時間内)の発生は88件(55.7%)で、昼間の発生が多くなっている。

※1 緊急波とは、航空機や船舶の緊急事態発生時に使用する周波数をいう。  
※2 国際VHF70chとは、船舶のデジタル選択呼出装置(DSC)による遭難・緊急等の呼出・応答用チャンネルをいう。

図7 重妨申告件数の推移(九州)

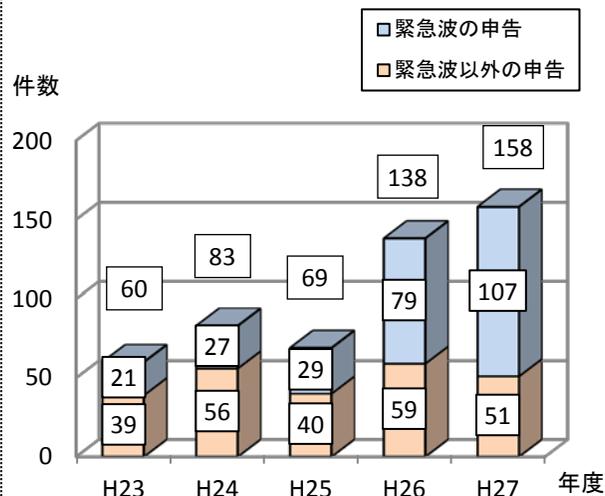
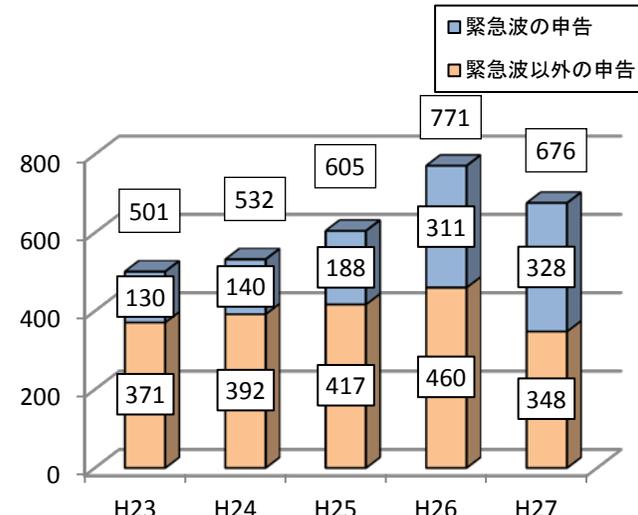


図8 重妨申告件数の推移(全国)



### 措置状況

- ▶ 重妨申告158件については全て解決済みであり、重妨の発生に際しては、妨害源の迅速な排除に努めている。
- ▶ 発射原因を特定した事案は21件であり、そのうち、16件が誤発射・整備不良によるもの、2件が不法局によるもの、3件がその他によるものである。(図9参照)
- ▶ 緊急波に関する申告107件のうち、発射源の探査又は位置情報提供等により15件を排除しており、自然消滅が92件である。排除したもののうち、11件は誤発射・整備不良、2件は不法局、2件はその他である。(図10参照)
- ▶ 緊急波以外に関する申告51件のうち、妨害源を特定し排除した事案は6件であり、自然消滅が45件である。排除したもののうち、5件は誤発射・整備不良、1件はその他である。(図11参照)

図9 発射原因の概要(九州)

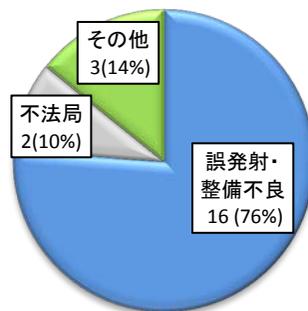


図10 緊急波措置状況(九州)

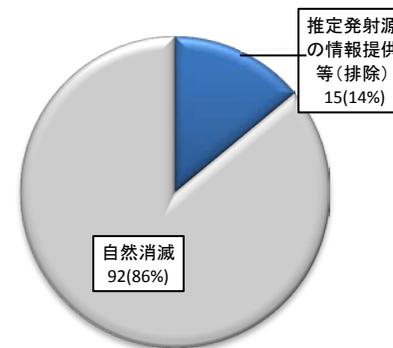
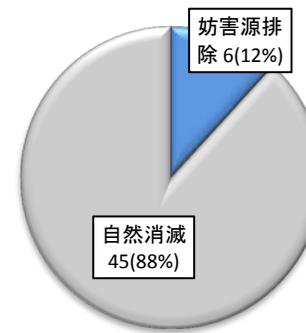


図11 緊急波以外の措置状況(九州)



# 平成27年度 九州管内の電波監視概況

## 2 不法無線局の措置状況

### ▶ 不法無線局の摘発と行政指導

九州管内の平成27年度に措置した不法無線局は750件である。その内訳は、捜査機関との12回の共同取締りで6件の摘発と、744件に対しての行政指導を行った。摘発と行政指導を合わせた措置件数は、平成26年度の671件と比べて増加した。(図12参照)

全国の平成27年度に措置した不法無線局は2,386件である。その内訳は、230件は捜査機関に告発を行い、2,156件に対しては行政指導を行った。告発と行政指導を合わせた措置件数は、平成26年度と比べて増加した。(図13参照)

### ▶ 不法無線局内訳

九州管内の平成27年度に措置した不法無線局750件(全国2,386件)である。その内訳は、不法特定船舶局434件で全体の57.9%(全国38.4%)、不法アマチュア無線225件で同30%(全国26.4%)及び不法簡易無線局68件で同9.1%(全国7.2%)であり、3局で全体の約9割(全国7割)以上を占めている。(図14参照)

全国の不法無線局の局種別措置件数の推移は図15のとおりである。

全国の平成27年度の不法無線局の措置件数に対する九州局の割合は、不法特定船舶局は全国917件中434件の47.3%、不法アマチュア無線は全国631件中225件の35.7%を占め、高い割合となっている。(図16、図17参照)

### ▶ 不法市民ラジオ及びパーソナル無線機の現状

九州管内の不法市民ラジオ及び不法パーソナル無線とも若干増加している。また、全国では不法市民ラジオの措置件数は減少しているが不法パーソナル無線は増加している。(図14、図15参照)

### ▶ 外国規格無線設備の増加

平成27年度の外国規格無線機の措置件数は平成26年度に比較して全国は倍増し、九州は0件から10件と大幅増となっている。(図14、図15参照)

図12 不法無線局の措置別件数の推移(九州)

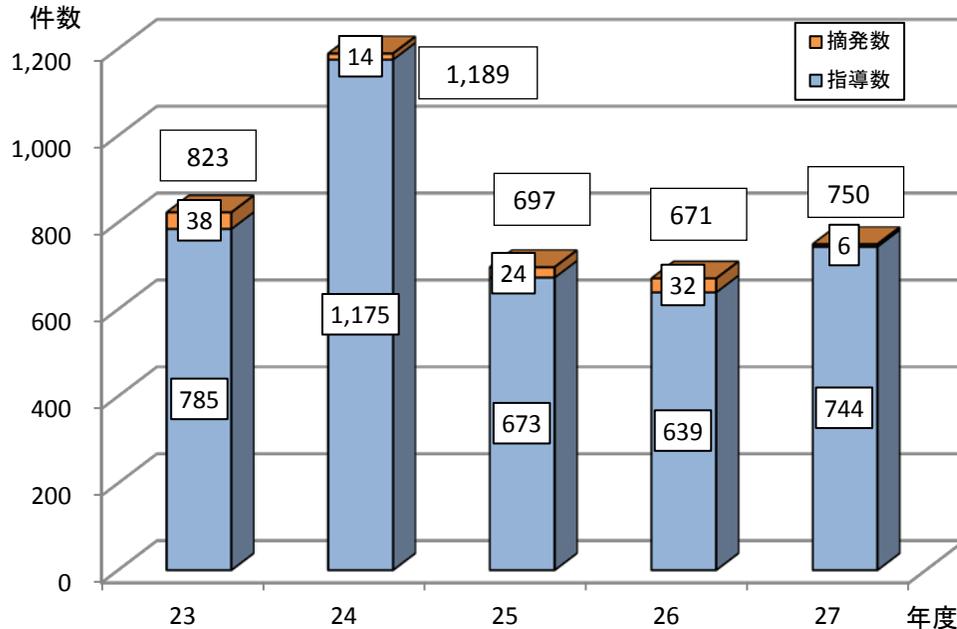
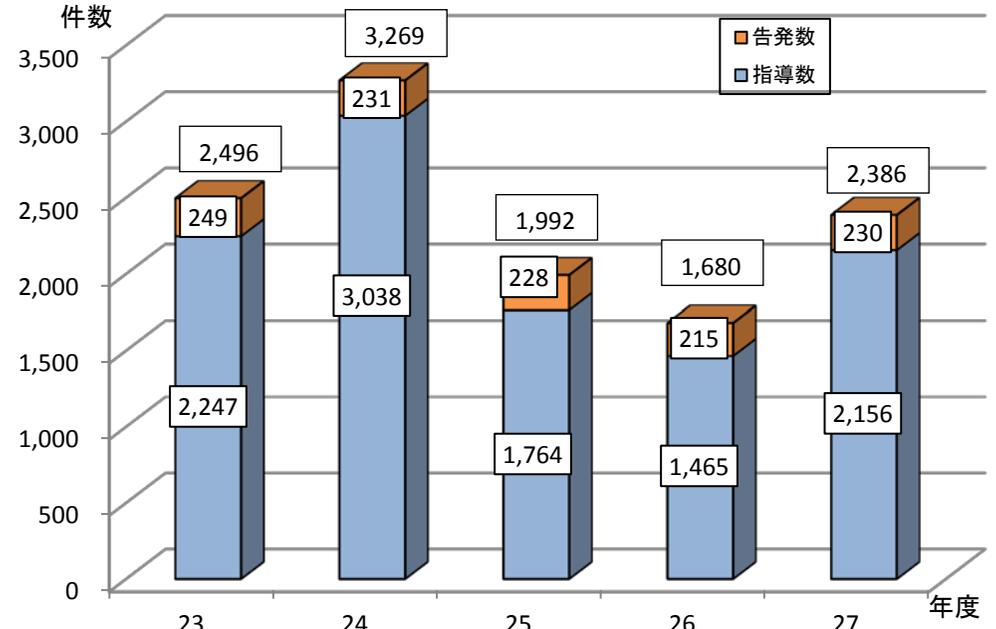


図13 不法無線局の措置別件数の推移(全国)



# 平成27年度 九州管内の電波監視概況

図14 不法無線局種別措置件数の推移(九州)

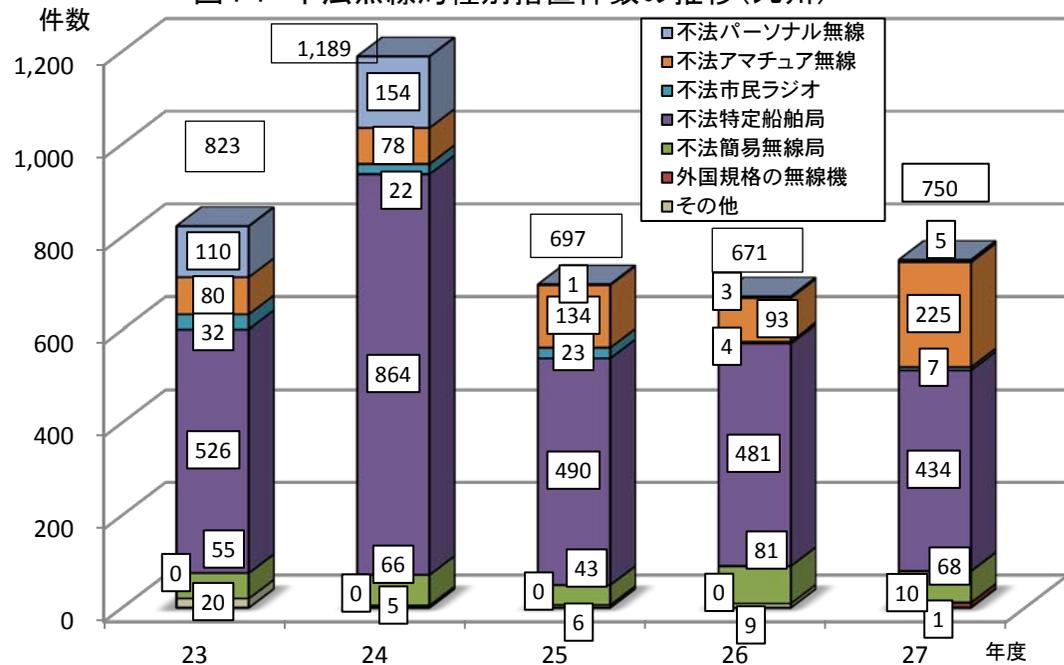


図15 不法無線局種別措置件数の推移(全国)

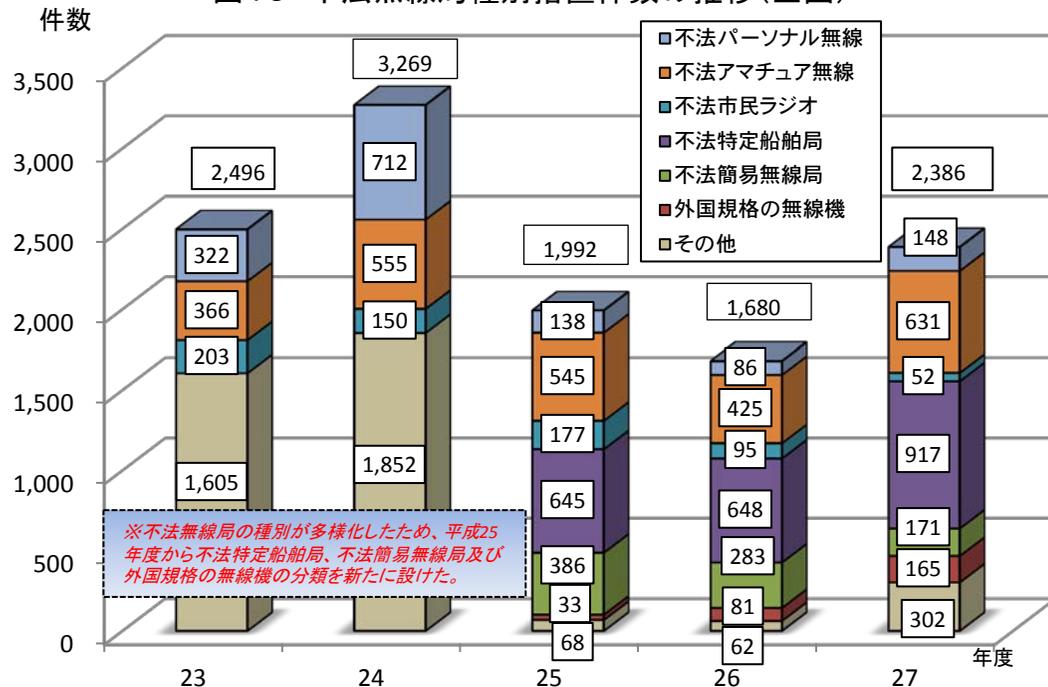


図16 不法特定船舶局措置件数の推移(九州/全国)

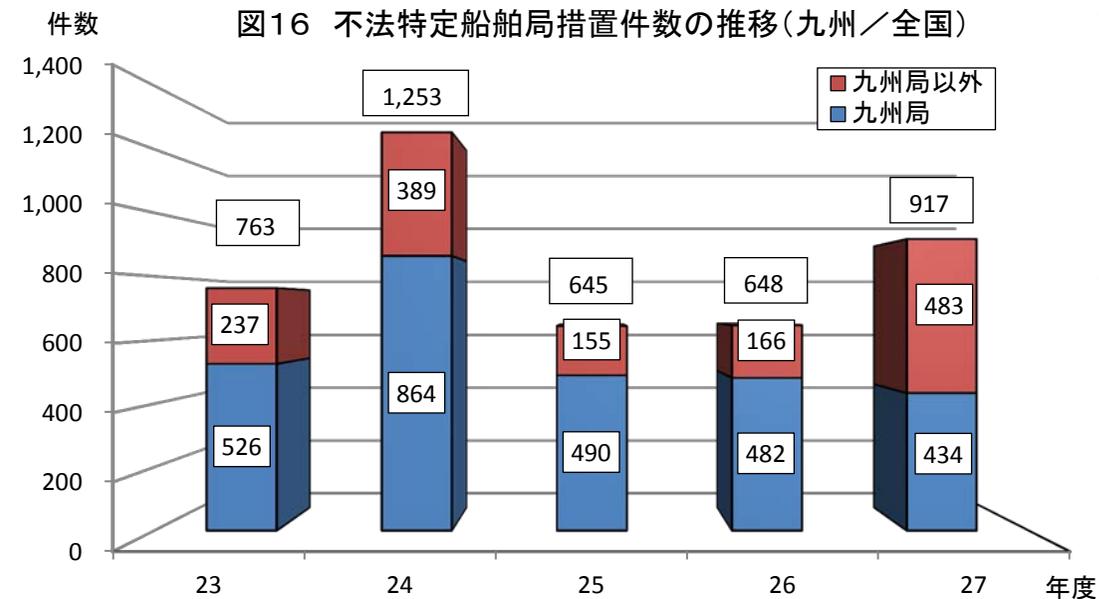
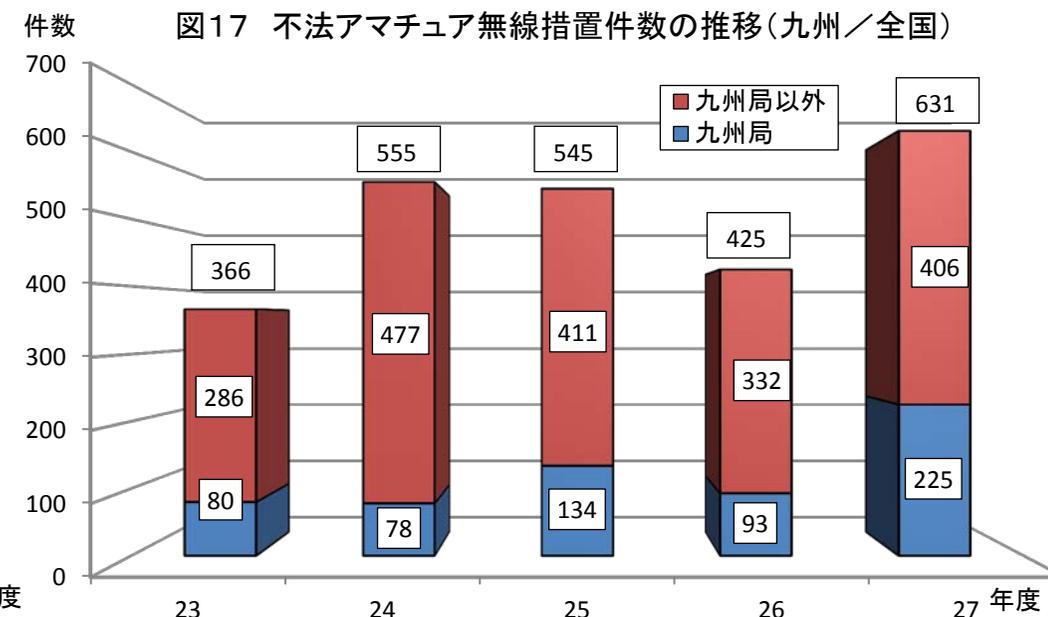


図17 不法アマチュア無線措置件数の推移(九州/全国)



## 3 電波利用環境保護に係る周知・啓発活動等

### ▶ 一般国民向け周知啓発活動

6月に電波のルールに関するポスター約3,000枚、リーフレット・パンフレット約49,000枚を、国、県の機関、車輛関係団体、放送事業者、ホームセンター等131ヶ所に送付し、掲示・配付を依頼することにより、広く国民に対して電波利用ルールの遵守に関して周知・啓発を実施した。(図18参照)

10月にはラジオ放送による広報として、NHK、民放ラジオ15社からのべ300回の放送と、JR九州の車輛等への7日間の中吊り広告や主要駅構内での掲載などポスター約1000枚による周知啓発を実施した。

また、電波の生体への影響に関して地域住民が抱く不安や疑問を払拭し、正しい知識と理解を深めることを目的に、電波の安全性に関する説明会を12月に大分市内で開催した。

### ▶ 無線設備の販売店等への指導

量販店や無線機販売店等を訪問調査し、基準不適合設備を販売していた1店舗に対し、注意喚起を行うとともに、試買テスト(※)に基づき販売自粛の要請を1事業者に対して行った。

※試買テストとは、微弱無線機と称されている機器を実際に購入して、基準に合致しているかを測定し、基準に合致しなかったものは、その結果を公表するとともに、製造事業や販売業者へ改善を要望する制度をいう。

### ▶ 流通分野における周知啓発活動

ホームセンター、電気機器店、ディスカウント店、カー用品店、無線機器店40店舗を訪問し、販売されている無線利用機器の市場調査及び法令遵守の説明を行うことにより、販売店の意識の向上を図るとともに、電波法令に違反する商品を販売しないよう要請活動を実施した。(図19参照)

図18 掲示等依頼先の内訳

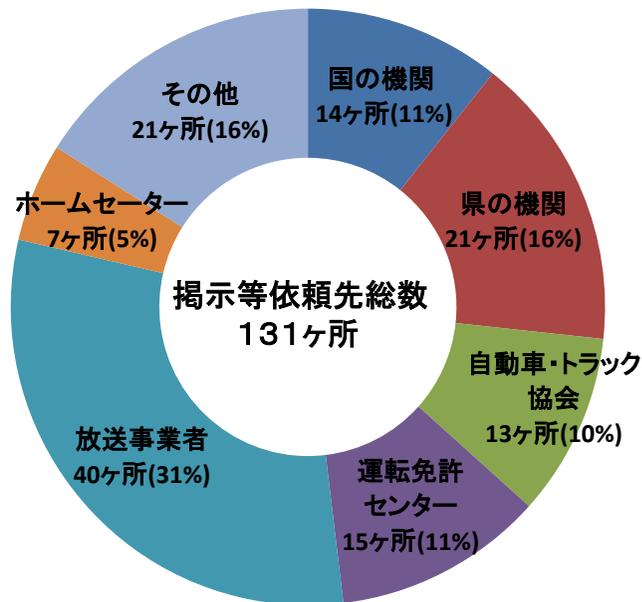


図19 訪問活動対象の内訳

